

## 書面規制、押印等の見直し方針

市民の利便性の向上と事務の効率化を図るため、次のとおり行政手続等における「書面規制、押印等の見直し」を実施する。

### 1 本市で独自に見直し可能な行政手続等への対応

#### <見直しの対象>

- 市の条例、規則、要綱、マニュアル等により行政手続等（運用、様式、記載事項、添付書類、押印の有無等）を定めているもの
  - 国や県の法令等に定めのある行政手続で、その一部が市に委任等され、市独自で見直しが可能なもの
- ※ 見直しに先立ち、手続や書類提出そのものが必要であるかを確認する。

#### <見直しの内容>

##### (1) 書面規制の見直し

将来的なオンライン化を念頭に、各種申請・届出・報告など、行政手続等の様式の簡素化と添付書類の削減を行う。

- ① 様式の簡素化  
必要最低限の内容となっているか、様式・記載事項を検証し、見直しを行う。
- ② 添付書類の削減  
最低限の添付書類となっているか、必要性を検証し、見直しを行う。

##### (2) 押印の見直し

原則として、押印を廃止する。

- ① 例外として、押印を必要とするもの
  - ア 地方自治法第234条第5項により押印が義務付けられている契約書類
  - イ 長浜市契約規則等により、契約及び一連の手続において押印を求めている書類
  - ウ その他、文書の真正性の担保等の理由により実印の押印を求めている書類
- ② 押印を廃止するもののうち、署名が必要なもの
  - ア 金銭等の給付申請（補助金申請等）で、本人以外に給付してしまうおそれのあるもの
  - イ 診断書、意見書、証明書等の申請者以外が作成する申請書添付書類で、当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを担保する必要があるもの
  - ウ その他、署名しないことで本人や第三者に不利益が生じるおそれのあるもの

※ 署名が必要なもので、個人、個人事業者、法人格のない団体は、本人（代表者）が手書きしない場合は、署名に代えて記名押印も可とする。

- ※ 法人は、原則として記名押印とする。
- ※ 署名が困難な方など、特別な理由がある場合は、記名押印も可とする。

- ③ 押印を廃止するもののうち、記名だけでよいもの
  - ア 閲覧、縦覧等の申請書、施設の利用申込書など、不特定の者が申請等可能で、押印や署名を求めてまで本人を確認する必要のないもの
  - イ 届出事項の変更など、単に事実・状況を把握することのみを目的とするもの
  - ウ 申請等に係る一連の手続の過程で運転免許証その他公的証明書（パスポート、個人番号カード等）の提示等により本人確認が可能なもの
  - エ その他、押印を求める必要性や実質的意義に乏しく、押印を廃止しても支障ないもの

### (3) その他の見直し

- ① 対面規制の見直し
  - 書類の提出を対面に限定していないか検証し、見直しを行う。
- ② 処理の迅速化、適正化に向けた見直し
  - ・ 審査や事務処理に時間をかけすぎているか処理手順を検証し、見直しを行う。
  - ・ 申請や届出の周期が適正か、更新手続を簡素化できないか検証し、見直しを行う。
- ③ 職員等を対象とした内部手続の見直し
  - (1) から (3) ② までの例を参考に、各所管課の判断により、優先順位の高いものから、順次必要な見直しを行う。

## 2 国・県の法令等に基づき実施する行政手続等への対応

国や県の法令等に定めがある行政手続等で、その方法が国・県等により示されるもの（市独自の判断で見直しを行うことが不可能なもの）は、今後、国・県等より発出される通知・ガイドライン等に基づき、随時、市条例・規則・要綱・マニュアル等を改正する。

## 3 見直し期日と例規等の改正

- ・ 可能なものから順次見直し、令和2年度末までに行うこととする。
- ・ 手続や様式の変更が必要なものは、例規等の改正を行う。

**署名**：自己の氏名を手書き（自署）すること。

**記名**：自己の氏名を手書き（自署）するのではなく、代筆やスタンプ、印字されたもの等により氏名を記すこと。

**記名押印**：自己の氏名を記名の上、押印すること。